

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年11月10日（金）午前9時30分～午前10時35分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議事日程

- (1) 議案第35号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第36号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第37号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第38号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第39号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (6) 議案第40号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (7) 議案第41号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第9回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・11月 9日 農業経営改善計画・青年就農計画認定審査会（役場）</p> <p>へ出席しました。</p> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 平井康夫委員さんと、8番 平井忠行委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 35 号から議案第 41 号の 7 議案です。</p>
議 長	<p>議案第 35 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 3 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 7 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>譲受人と譲渡人は、親戚関係にあります。譲渡人は、県外におられ、今後こちらに戻り農業をすることはないであろうということで、甥の譲受人に土地を譲られるそうです。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 7 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 7 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	事案番号 <u>8</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
1 番 委 員	<p>譲受人は、矢掛町の空き家バンクを利用して家を購入されます。その家に付いている土地も一緒に購入されます。</p> <p>もう1筆は、何年も耕作されておらず大変荒れておりますが、柿の木を植えられるそうです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>8</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>8</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
6 番 委 員	<p>6筆あります。どの土地も、果樹を植えて耕作されています。譲受人と譲渡人は、姉妹関係です。今は町外に住まわれていますが、譲受人が矢掛町に帰られて、耕作されるということです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>36</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	(議案朗読説明)

議 長	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> 農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。 </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>10</u> 番につきましては、平井忠行委員さんの自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の<u>議事参与の制限</u>に該当しますので、この議案の審議が終了するまで平井委員さんの退席をお願いします。</p> <p>(午前9時45分 平井委員 退席)</p>
議 長 三谷推進委員	<p>事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>10番は、家の前の畑を農作業場と木を植えて庭にされていました。既に転用されており、この度、始末書を添付して転用の申請をされました。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>(午前9時52分 平井委員 着席)</p>
議 長 3番委員	<p>事案番号 <u>11</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>この土地は、ささげを植えられていました。申請人が居宅と露天駐車場に転用されます。周辺の農地への影響ですが、排水は下水道へ接続し、雨水については町道に沿って水路がありますので、そちらに排水します。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>11</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

議 長	(異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>11</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>37</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>4</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号18番及び19番の農地区分は、第1種農地ですが、 例外許可規定「農畜産物処理加工施設の用に供するもの」に該当しますので 許可意見としております。</p> <p style="color: red;">その他については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該 当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>16</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
7 番委員	場所は県道の北側で、1筆だけの田です。現在は、豆を植えておられます。この度譲受人は地上げをして、この土地を露天駐車場と展示場そして露天資材置き場に転用される予定です。県道の北側に水路がありますので、そちらに雨水を流します。周辺の土地に影響はございませんので、問題はないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>16</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>16</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 <u>17</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
8 番委員	この土地は、山裾にあり耕作はされていなかったようです。その土地を、譲受人が購入され、露天駐車場にされます。土地の手前に新たに水路を設け、雨水はそちら

<p>議 長</p>	<p>に流すという事ですので、周囲への影響はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>17</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>17</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番 議員</p>	<p>事案番号 <u>18</u> 番及び <u>19</u> 番は、同一案件のため、一括審議します。</p> <p>地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>こちらの土地は、既存する工場の東側の5筆になります。野菜のカット工場と事務所、その東側に社員の駐車場を造ります。</p> <p>この土地を、矢掛町が取得し、造成してから会社へ引き渡すという事案です。農業をしている立場から申しますと、ほ場整備された良い土地ですので、農地として利用していただきたい思いはありますが、矢掛町の発展という面からみると、致し方ないのかなあと感じます。</p> <p>新しく出来ましたカット工場で、地元の野菜を利用していただけるという事になれば、非常に矢掛町の発展に繋がるのではないかと考えます。</p> <p>議 長</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番及び <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>土地開発公社がはいつていますか。</p> <p>事 務 局</p> <p>買い上げ主体は、矢掛町です。造成も町がします。</p> <p>美川推進委員</p> <p>これだけの面積を農振除外するのは、何の法律ですか。</p> <p>事 務 局</p> <p>農地法上、野菜のカット工場は農業用施設の例外許可規定に該当します。</p> <p>美川推進委員</p> <p>開発許可は関係ないのですか。</p> <p>事 務 局</p> <p>開発行為許可申請書を農地転用と同時申請しています。</p>

美川推進委員	農業委員の立場から申しますと、矢掛町の発展とはいえ、1種農地ですので難しい案件であると思います。事務局の方のお考えをお伺いできますか。
事務局	企業誘致では、税金が入ってきますし、雇用に繋がります。この案件につきましては、非常に難しく、農業を振興する立場から申しますと、もっと他の場所がないかとは考えましたが、結果、地域の発展を選ぶという大変厳しいかたちになった次第です。
美川推進委員	はい、ありがとうございました。
議長	他に異議はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番及び <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	以上 <u>4</u> 件のうち、事案番号 <u>18</u> 番及び <u>19</u> 番については、転用面積が3千㎡を超えるため、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること、及び、岡山県農業会議から許可を相当とする答申があった場合には、許可処分を行うことを議決します。 その他 <u>2</u> 件については、許可処分を行うことを議決します。
議長	議案第 <u>38</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; color: red;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議長	事務局の説明が終わりました。
議長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。
6番委員	場所は、小田地区の一番西の端になります。借受人の会社は昨年、申請地の国道を挟んで南側に新工場を増設し、社員数も増えたため、貸渡人の土地を賃貸借して借

	<p>受人が社員駐車場に利用するため転用されます。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
2 番委員	<p>面積が広いですが、契約は何年契約ですか。</p>
事 務 局	<p>契約年数は、永年とされています。</p>
2 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他に異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>39</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 5 番委員	<p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>借受人の女性の方は、貸渡人のお孫さんです。排水は、道路の南側に大きな排水溝がありますので、問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>40</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 123) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを <u>101</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(集積計画の概要説明)</p>
議 長	<p>それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。</p> <p>(関係委員さんの確認報告)</p>
議 長	<p>確認報告が終わりました。</p> <p>この件につきまして、計画書どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、計画書どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>41</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 124) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>議案第 41 号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div>

	(計画の内容について説明)
議 長	事務局からの説明が終わりました。 農用地利用集積計画（No. 124）（案）につきまして、地元委員さんの意見を お願いします。
1 番委員	2 筆、中間管理機構に預けます。
6 番委員	1 3 筆、中間管理機構に預けます。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、農用地利用集積計画（No. 124）（案） につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、議案第 4 1 号について、計画書どおり決定いたします。
議 長	次に 報告事項 について確認します。
議 長	農地法施行規則該当転用届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番委員	先ほどの 5 条の案件と関連しています。既に農業用施設ができています。事務局で 対応していただき、始末書を提出していただいています。
議 長	農地改良届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
3 番委員	土を入れて、40cm 地上げをして田を畑に改良されます。
議 長	利用目的の変更届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
6 番委員	1 番は、田から畑に変更です。40 年程前から、畑として耕作されているという事 で、現地確認をしました。

	<p>2番は、田から畑に変更です。畑として、耕作されていきました。問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>1番は、先ほどの3条申請の為の解約です。</p>
	<p>2番から6番は、先ほどの5条申請の為の解約です。</p>
<p>3番委員</p>	<p>7番と8番は、土地を別の方が購入される為、解約されます。</p>
<p>6番委員</p>	<p>9番と10番は、別の方が耕作されますので、小作の中止で解約です。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>